

平成24年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年12月5日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第11号 専決処分の報告について
 - 報告第12号 専決処分の報告について
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
 - 議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について
 - 議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
 - 議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
 - 議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する

規約について

議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第75号 可茂消防事務組合格約の一部を改正する規約について

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 亜炭鉱廃坑の対策についての要望書

議事日程第1号

平成24年12月5日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 8件

(1) 上之郷地域活性化に関する要望書

(2) 「国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情

(3) 「資格証明書の交付の廃止を求める意見書」採択を求める陳情

(4) 岐阜県建設技術協会要望書

(5) 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情

(6) 常任委員会所管事務調査報告書

(7) 定例監査実施報告書

(8) 現金出納検査結果報告（平成24年8月から10月分）

町長報告 2件

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 26件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について

議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について
- 議案第75号 可茂消防事務組合格約の一部を改正する規約について
- 発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 瀬瀬 久美
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 田中 康文	建設部長 奥村 悟
教育担当参事 安藤 信治	企画調整担当参事 三輪 康典
総務課長 寺本 公行	企画課長 加藤 暢彦
まちづくり課長 須田 和男	税務課長 佐久間 英明
住民環境課長 水野 嘉博	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾 要司	農林課長 植松 和徳
上下水道課長 亀井 孝年	建設課長 伊左次 一郎
会計管理者 田中 秀典	学校教育課長 藤木 伸治
生涯学習課長 玉木 幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局書記 渡辺 一直
--------------	---------------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。したがって、平成24年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影等依頼がありましたので、これを許可いたします。

それでは、招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

師走の忙しいところ、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日公示されました衆議院議員総選挙は、想定されていたものの、年末ということもあり、やはり唐突感は否めません。昨年3月11日発生した東日本大震災後、初の国政選挙です。震災以降、自然現象への畏怖心、人間のつくった制度の不完全さや、つくったものの老朽化が顕在しています。

今回の選挙は、3年3カ月にわたる民主党政権の評価はもとより、今後の日本の向かうべき方向を示す大切な選挙であります。町長として、町内の有権者には必ず投票をしていただきたいと思っておりますし、行政の長として、投票時の手続に誤りを発生させないように、また開票時には、政党も多く、かなりの時間を要すると考えられますが、迅速かつ正確を期し、対応したいと考えております。

それでは、御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会が盛大に開催され、多くの県民参加のもと、無事終了いたしました。県民総参加を目指した活動の成果が実を結び、両大会の開会式、閉会式及び競技会には約100万人の方々が参加されましたが、半世紀ぶりに開催する国体への県民の思いが県下全域で盛り上がりを見せ、ぎふ清流国体本大会、ぎふ清流大会へとつながったことと思います。

また、ロンドンオリンピック選手やパラリンピック選手の参加、そして水泳競技における世界新記録の樹立などにより注目を集める大会となりました。御嵩町からも、ボートやカヌー競

技を中心に、多くの選手たちが出場しましたが、御嵩町在住の高校生が開会式で選手宣誓をしてくれたことに大変誇らしさを感じました。

岐阜県は、国体開催史上3回目となる3,000点超えを達成し、昭和40年の岐阜国体以来、2回目の天皇杯、皇后杯を獲得しました。さらに、ぎふ清流大会岐阜県選手団は、全国障害者スポーツ大会が開催されて以降、岐阜県として最多のメダル数を獲得しています。

御嵩町におきましても、デモンストレーション競技としてのマレットゴルフ競技の開催、さらにイベントとして名鉄広見線を活用した炬火リレーを行いました。また、清流こよみぶねやギフとフラッグなど、製作するワークショップを通じて、町民の皆様の大会への参加意識が高まったように感じます。両大会は、岐阜県民が一丸となって、御嵩町民が一体となってといった連帯感を久しぶりに体感できた、意義深いイベントでありました。

身近な場所で行われた炬火リレーやワークショップでは、多くの方々がそれぞれの立場で、大会の成功という同じ思いを共有しながら行動し、汗を流されている多くの姿がありました。そこでの達成感や感動をともに感じる場面を目にしたことで、このような機会を大切にしていかなければならないと、改めて強く感じました。御嵩町でも、大小さまざまな規模のイベントが毎年多く行われますが、その先には御嵩町民の心を一つにするという、大きな目標があることを忘れないようにしたいと思っております。

世界的な景気の減速が続く中、全国各地で大手家電メーカーの業績悪化に伴う工場閉鎖や従業員の大幅な整理・削減計画について報じられ、これによる経済・雇用に与える影響を懸念しておりました。この地域においても例外でなく、本年10月19日付でソニー本社が、ソニーイーエムシーエス株式会社美濃加茂サイトの来年3月末の閉鎖を発表し、大きな衝撃を受けました。報道によると、美濃加茂サイトには正規・非正規合わせ2,600人余の従業員が雇用されており、雇用・消費・住居などの面で、直接的・間接的にわたり、美濃加茂市を中心としたこの地域の経済、財政に大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。

岐阜県の調査によれば、本町における美濃加茂サイト関連の被雇用者は、正規・非正規を合わせ約60人であるという報告を受けました。会社側は、正規雇用社員についてはほかのサイトへの配置転換等に対応するといった内容の報道もなされていますが、遠隔地への転勤を希望されない場合は、この地にとどまるという別の選択をされる可能性もあります。さらに、非正規雇用社員への対応も不透明であることから、町内企業各社に対し、閉鎖に伴って失業された方々の雇用についての特段の配慮をお願いしたところであります。

今回の雇用の喪失は、岐阜県にとっても近年で最大級の規模であり、影響が広範囲に及ぶとの懸念から、ソニーイーエムシーエス株式会社美濃加茂サイト雇用問題等連絡協議会を立ち上げ、10月23日の初会合以降、国・県、周辺市町村及び商工関係団体の間で、情報の共有と対応

策等について協議してまいりました。

岐阜県では、離職者に対する生活資金融資の拡大及び事業者に対する金融支援の拡大を決定し、これらを含む補正予算を12月定例会に上程し、また11月初旬には雇用対策として、緊急雇用創出基金5億円を活用した緊急雇用創出事業を今年度から来年度にかけて追加実施することを決定しました。これを受け、町でも雇用対策に必要な事業を実施するため、今後速やかに必要な予算を計上するとともに、この問題は町にとりましても重要な問題であると受けとめ、迅速かつ最大限に対応していきたいと考えておりますので、議員の皆様にも御理解と御協力をお願いいたします。

かねてより、町民の皆様にご心配をおかけいたしました東鉄タクシー株式会社による、岐阜県市町村ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の不適正事案につきましては、東鉄タクシー側からの申し出により、和解に達することができました。この申し出により、10月30日の臨時議会で和解について議決いただき、同日の午後に和解書に調印し、正式な和解に至りました。続いて、10月31日には、この案件に係る委託料、加算金、延滞金、訴訟費用の入金を受け、訴訟についても取り下げを行ったところであります。今回の和解により不本意な支出をすることがなくなり、胸をなでおろしているところであります。東鉄タクシー株式会社とは、今後この地域の公共交通を担っていただくパートナーとしての関係を再構築していければと考えております。

亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害は、平成22年10月に顔戸地内で発生した大規模陥没を例に挙げるまでもなく、旧臨時石炭鉱害復旧法が廃止された平成14年度以降も、鉱害被害が終息を迎えるどころか、被害は大規模化、多発化する様相があります。また、今後南海トラフ巨大地震等が発生した場合、亜炭鉱廃坑の陥没による被害拡大が懸念されていることから、その対応策の構築が喫緊の課題となっております。

この課題に対応するため、御嵩町では平成23年7月、若手職員で構成する亜炭鉱廃坑対策検討プロジェクトチームを設置し、独自に研究を進めてまいりました。このプロジェクトチームでは、これまでに約30回に及ぶ検討会で、亜炭鉱廃坑への予防充填の実現を重要課題の一つとして、あらゆる方策について独自に研究を重ねてまいりました。現在、亜炭鉱廃坑陥没を充填工法で復旧する場合は、従来から実績のあるキラ充填工法が主流であり、顔戸地区の復旧工事、共和中学校の予防充填工事もこの工法で施工しています。しかし、広大な面積を施工するためには、よりコストを削減する必要があるため、これ以外に有効な充填工法がないのか調査した結果、新たな工法として、流動化処理工法にたどり着きました。こうした中、流動化処理工法を研究機構中部支部代表である徳倉建設株式会社より、御嵩町内の鉱害被害が多発する地区の民有地において、流動化処理工法による予防充填の実証実験を行う提案があり、このたび実施

する運びとなりました。

この実験の実施に当たっては、実験結果データの共有等を盛り込んだ協定を徳倉建設株式会社と締結しており、町民の皆様の安全や安心の確保を第一とする観点からも、実験を広く公開することとしております。さらに、施工後1年間程度の期間で、安全性の確認のため、周辺への土壌や水質へどのような影響があるのか、モニタリングを行います。予防充填は、鉱害被害の防止や地震対策として非常に有効な手段であります。御嵩町はその実現の可能性を模索していく上で、この実証実験は第一歩であると位置づけております。今後ともプロジェクトチームを中核とし、亜炭鉱廃坑の予防充填等に関するあらゆる方策について研究を重ね、その成果も踏まえ、安全・安心で低コスト、かつ持続可能な予防充填の仕組みを構築し、国・県等の関係者に提案してまいります。

平成22年10月に顔戸地内で発生しました亜炭鉱廃坑大規模陥没の復旧工事が11月下旬に完了しましたので、御報告をさせていただきます。

本被害の復旧については、発災直後から5世帯の住民の皆様にご避難いただき、陥没被害の被害者となられた家屋所有者の皆様を初め周囲の住民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、復旧に当たり多大なる御協力をいただき、工事完了にこぎつけることができました。

今回の被害は大規模で、充填工事を実施するための復旧計画の作成について時間を要し、個人所有の財産を公共事業で復旧するという事業の特殊性から、さまざまな課題がありましたが、国・県等の特定鉱害関係機関の皆様のご指導と関係者の皆様のご理解、御協力のもと、事業を完了することができました。関係する皆様には、この場をもって厚く御礼を申し上げます。

名鉄広見線の存続問題につきましては、今年度が活性化計画の最終年度であることを踏まえ、名鉄広見線活性化協議会の場で存続に向けた関係者の真剣な協議が行われております。協議会における基本的な考えとして、犬山駅以東を含めた広見線全線が地域に必要な社会インフラであると位置づけ、維持存続を基本とする。維持存続のため、引き続き財政支援を行う。財政支援期間については、現行より長期で考える。以上3点を御承認いただき、現在、事務方で支援金額や支援期間について協議を進めているところであります。現時点では結論は出てはおりませんが、少なくとも、次年度以降も活性化策を存続するという方針は示されておりますので、支援に必要な予算を含め、今後も議会の皆様のごさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

名鉄広見線の活性化については、乗客の確保のため、今後もさまざまな角度で取り組みを継続していくとともに、今後の存続に向けた名鉄への負担については、近く慎重かつ重大な決断をしなければならないと考えております。

御嵩町は、さらに環境施策を推進するため、クリーンエネルギーや再生可能エネルギーという視点で始められる施策として、PPSという新電力に着目し、導入することを決定しました。

日本では、1995年に電気事業法が改正され、電力自由化が始まりました。この電力自由化により、電力会社に卸電力を供給する発電者の参入が可能となり、特定の顧客を対象として、既存の電気事業者の送電線を使用した小売供給が可能となりました。岐阜県内では、本年度4月の北方町を皮切りに、本年度10月から近隣の可児市、瑞浪市、恵那市が導入を開始しております。

PPSは、これまで市としてコスト削減のメリットから導入が進められてきました。しかし、大規模災害を想定する上で、PPSには電源分散による災害リスクの軽減や、新たな市場を牽引することでの中・長期的な電力不足の解消など、コスト削減以外にも多様なメリットがあると考えられています。御嵩町では、こうした点に着目し、速やかにPPS導入を開始いたします。来年1月から、役場庁舎など12施設について、中部電力から株式会社エネットへ電力調達先の切りかえを実施することで、移行に伴う電力経費削減額は年間で約120万円、削減率は3.84%と見込んでおります。なお、この業者が発電する際には、燃焼時の二酸化炭素排出量が少ない化石燃料で、環境負荷の小さな天然ガスを主力に、バイオマス、太陽光発電などの再生可能エネルギーを組み合わせたものになっております。御嵩町では、よりクリーンな発電技術を持った電気事業所にシフトすることで、環境に配慮しつつ、さらに排出削減にも取り組んでまいります。

今まで、住民票等の各種証明書の発行については、居住する住所地で発行することが当然のことのように考えられてきました。しかし、質の高いきめ細かな行政サービスの提供を目指すには、それぞれの市町村が証明書発行事務を単独で行うより、地域の市町村が連帯を図り、広域的に共通の課題として取り組むことで、より質の高いサービスをより効果的に提供することが可能となります。この課題につきまして、御嵩町と可茂地区内の9市町村が協議を重ねた結果、地域住民が勤務先等の市町村で各種証明書の交付が受けられるよう規約の内容が決定しましたので、関係各市町村間で事務委託に関する協議について、今回の定例会で制度を開始するために必要な議決を求めるものであります。この事業は来年2月からスタートする予定であります。町民の皆様のさらなる利便性の向上のため、円滑な事務処理と住民サービスを実現したいと考えております。

昨年の9月20日に発生いたしました豪雨災害の復旧状況を御報告いたします。

まず、国土交通省多治見砂防国道事務所におかれましては、国道の4カ所の復旧工事に取り組んでいただいておりますが、既に2カ所の復旧を終え、鬼岩南部の国道崩落現場の復旧に鋭意御努力いただいております。工事に当たりましては、安心・安全な道路交通を確保するため、町といたしましても最大限に協力させていただいております。

さらに、公共土木施設災害復旧工事として、河川災害14カ所、道路災害10カ所の計24カ所を

実施しております。これらの災害により、町民の皆様の日常生活は危険にさらされ、支障を来しており、一刻も早い復旧を目指しておりましたが、愚溪地内の地すべり災害復旧箇所隣接する町道中10号線の災害復旧を除き、全ての復旧工事を終えることができました。

中でも、1級河川唐沢川仮設されている唐沢橋は、約14カ月間の長きにわたり通行できず、周辺の住民の皆様に変な御不便をおかけしておりました。この橋の復旧工事は岐阜県の可茂土木事務所へ委託しましたが、工事に当たり、地元の皆様の深い御理解と御協力をいただき、おかげをもちまして、11月下旬に全面開放ができました。町内の災害復旧事業に御尽力いただいている国土交通省、並びに岐阜県へは、この場をおかりして心から感謝申し上げたいと思います。

このほかにも、年度内の完成を目指し、農地や林道災害復旧に加え、国の公共土木施設災害の認定に該当しない復旧工事を全力で進めておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告、さらに今回議案として提出いたします案件について御説明申し上げます。

10月下旬に、行政懇談会を町内4地区で開催いたしました。今回は、全体で170人の方々に御参加いただきました。担当からの説明の後、御参加いただいた皆様と車座になり、たくさんの御意見をいただきました。名鉄広見線問題等、皆様の行政に対する関心は高く、行政に対するお叱りの言葉もありましたが、現状の改善点などを御指摘いただく建設的な御意見も多数あり、有意義な懇談会であったと振り返っております。こうした御意見を生かし、行政運営をしていかなければと、改めて心を引き締めております。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算など予算関係5件、条例関係8件、その他10件、都合23件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 安藤雅子さん、5番 柳生千明君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月19日の議会運営委員会において、本日より12月14日までの10日間と決めさせていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より14日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

上之郷地域活性化に関する要望書、「国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情、「資格証明書の交付の廃止を求める意見書」採択を求める陳情、岐阜県建設技術協会要望書、福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告、以上8件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、上之郷地域活性化に関する要望書、岐阜県建設技術協会要望書については11月27日の総務建設産業常任委員会協議会で、「国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情、「資格証明書の交付の廃止を求める意見書」採択を求める陳情、福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情につきましては11月26日の民生文教常任委員会協議会でそれぞれ協議されました。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第11号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

おはようございます。

では、議案つづりのインデックス、諸般の報告1ページをお願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をする。

専決第10号 専決処分書。

平成24年御嵩町議会第2回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

契約の目的、平成24年度林道災害復旧事業、伊岐津志線復旧工事。

契約の金額、4,914万円を4,906万3,350円に変更する。変更理由、工事変更による減額。契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設 代表取締役 吉田廣美。

資料の29ページ、30ページをお開きください。最後のページでございます。

29ページには、工事請負契約変更契約書の写しがつけてございます。30ページには、位置図がつけてございますので、お目通しのほど、よろしくをお願いいたします。

以上で、専決処分の報告の説明を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

報告第12号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、報告第12号 専決処分の報告をいたします。

青のインデックス、諸般の報告つづりの2ページをお願いいたします。

報告第12号、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第11号 専決処分書。

車両事故による損害賠償の額を定めることについて、平成24年11月8日付にて専決処分をいたしました。

事故発生の日時は、平成24年9月30日日曜日午前7時30分ごろ。事故発生場所は、御嵩町御嵩字渡瀬2221番地5（町道田中・長谷線）。損害賠償の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町御嵩2344番地の1、青木修さんです。

事故の概要は、報告の日時及び場所において、御嵩町地域環境保全活動の認定団体である送木自治会昭和会会員が草刈り機にて町道の除草中、石をはね、現場に駐車してあった軽トラックのフロントガラスを破損させたものです。

損害賠償の額は、8万1,795円です。なお、この損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により賠償金の相当額を補填するものでございます。以上でございます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第4号と議案第53号から議案第75号及び発議第1号と発議第2号の26件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件26件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いします。

12月16日に第46回衆議院議員総選挙が行われることに伴い、選挙の執行経費を計上するため、平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）として、解散日の11月16日付で専決をしました。地方自治法第179条第1項の規定により、この報告を行い、承認を求めるものであります。

別冊の青色インデックスで補正予算と記載してあります御嵩町一般会計補正予算（第7号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億2,239万7,000円とする旨、規定しています。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として2ページに掲載してあります。

それでは、4ページを開いていただき、歳入の説明をいたします。

最高裁判所裁判官国民審査を含む衆議院議員選挙委託金として、款15県支出金に860万円計

上しております。

5 ページをお願いします。

歳出予算であります。目04衆議院議員選挙費として執行経費を計上しております。選挙管理委員会委員などへの報酬105万3,000円、選挙事務従事者に対する時間外勤務手当500万円、期日前投票事務に従事する臨時職員賃金36万9,000円、選挙啓発物品、投票所の賄い経費など需用費79万1,000円、入場券発送のための郵便料など役務費58万8,000円、ポスター掲示場設置などの委託料83万4,000円、選挙機材・ポスター掲示板などの借り上げ料として73万円、最後に、備品購入費として10万円を計上し、総額で946万5,000円の執行経費を見込んでおります。なお、予備費86万5,000円の減額は、歳入予算に合わせるための補正であります。

6 ページ、7 ページ掲載の給与費明細書は、報酬計上に伴う特別職、時間外勤務手当増による一般職、それぞれの補正額を明示しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、補正予算関係に入ります。

議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）は、第1条で481万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億1,758万円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから4 ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条規定の地方債補正につきましては、第2表 地方債補正で説明しますので、5 ページをお願いいたします。

今回の地方債補正は、借入限度額の減額であります。水道未普及地域解消事業に充当する地方債の借入限度額1億2,140万円について、1,950万円減額し、1億190万円とするものです。起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はございません。

それでは、歳入から説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、目02教育費負担金において、共和中学校事務費負担金1万2,000円

を増額しています。共和中学校を含む12カ所の公共施設の電気については、現在、中部電力から供給を受けていますが、平成25年1月から新電力への切りかえを行います。その切りかえ業務などを一貫して行う事業者への手数料のうち、可児市・御嵩町中学校組合が負担するものがあります。

目04総務費負担金では、きらり館の電話交換機更新工事に伴い、社会福祉協議会からの負担金63万5,000円を計上しています。

款14国庫支出金、項01国庫負担金では、障害者自立支援給付の増額に伴い、国からの負担金1,822万8,000円増額しています。

項02国庫補助金、目01民生費国庫補助金は、児童手当システム経費補助金を、県補助金への歳入科目変更のため140万円減額するものであります。

また、目06総務費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、新たに200万円を計上します。御嵩宿景観形成基準策定支援業務などに充当をします。

9ページをお願いいたします。

款15県支出金、項01県負担金、目01民生費県負担金836万4,000円の増額は、先ほど説明いたしました国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付の増額に伴うものであります。

目03土木費県負担金は、対象事業費の減額に伴う地籍調査事業負担金63万円の減額であります。

項02県補助金、目02民生費県補助金の補正は、補助制度廃止に伴い、児童館運営費補助金全額126万6,000円を減額するものであり、また国庫補助金で計上していました児童手当システム経費補助金を地域子育て創生事業費補助金として、交付決定額である89万2,000円を改めて計上するものであります。

次に、目05農林水産業費県補助金は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の野生生物被害対策としての捕獲おり購入に対する補助であり、野生生物保護管理事業補助金1万4,000円を新規に計上するものです。

款17寄附金は、指定寄附金として、民生費関係20万円、教育費関係で5万円、それぞれ計上しています。

款18繰入金、項01基金繰入金では、事業費精査による水道未普及地域対策基金繰入金を1,416万8,000円減額します。

項02特別会計繰入金は、国保会計で実施しています特定健診の平成23年度事業費確定に伴う返還金175万2,000円の計上であります。

款21町債1,950万円の減額は、先ほどの基金繰入金と同様の理由により、借入額を減額するものです。

11ページに移り、歳出の説明をさせていただきます。

款02総務費、目01一般管理費で手数料17万4,000円を増額しています。これは、電力の供給を新電力に移行するに当たり、切りかえ業務などを一貫して行う事業者、エネルギーサービスプロバイダー、通称E S P業者への手数料であります。

ここで、新電力について説明いたします。

町長の挨拶にもありましたが、役場庁舎、小・中学校、上之郷公民館を除く3地区の公民館、中山道みたけ館及びB & G海洋センターの計12施設の電力は、現在中部電力から供給されていますが、これを平成25年1月から新電力に移行します。新電力の契約先は、株式会社エネット社であります。この移行に伴い、あくまで試算であります。12施設全体で1年間190万円の電気代が節約され、そこからE S P事業者への手数料70万円を差し引き、トータル120万円ほどの経費削減を見込んでおります。

目02広報広聴費は、御嵩町からの防災・まちづくりなどの各種行政情報を、FMららの定時番組として、来年1月から放送するための番組制作・放送委託料12万円の計上であります。

目04財産管理費、節15工事請負費103万6,000円を増額は、分庁舎であるきらり館の電話交換機更新工事を当初予算に計上していましたが、事業内容を精査することにより、附帯配線工事などの追加工事が必要になったこと、電話機購入費は、社会福祉協議会の予算で対応としていたものを、御嵩町一般会計予算で一括対応に変更したこと。これらを起因とし、増額するものであります。節19では、ケーブルテレビ施設修繕負担金228万5,000円を計上しています。これは、昨年の9・20災害によって町内3カ所で電柱が倒壊したため、光ケーブル布設がえ工事を株式会社ケーブルテレビ可児が行いました。その工事費の一部を負担するものであります。

目05企画費の補正は、まずふれあいバスの車内音声案内の変更、バス停の時刻表デザイン料などの手数料77万7,000円を役務費に計上しています。また、ふれあいバス及び来年度からの運行を予定していますデマンドバスに係る新規バス停の標識、既存のバス停における新しい時刻表示板の購入費として、備品購入費191万5,000円の計上であります。

目08交通安全対策費は、既存の防犯灯をLED対応にするため、自治会からの防犯灯設置補助金申請が増加していますので、10万円増額をするものです。

目11まちづくり推進費の補正は、社会資本整備総合交付金の平成24年度交付決定に際し、岐阜県と協議した結果、都市再生整備計画事後評価業務委託料は、翌平成25年度実施となったため、162万8,000円全額減額するものであります。

目13財政調整基金費は、財源調整による積立金7,978万2,000円の減額。

目16福祉向上基金費は、寄附金を原資とした積立金20万円の増額であります。

款03民生費、項01社会福祉費、目02国民年金事務等取扱費では、国民年金免除申請に係る税

法改正に伴う電算処理委託料15万8,000円、関連事務費増による事務費繰出金20万円、また国民健康保険の療養給付費、国・県負担金の平成23年度精算に伴う返還金に対応するための、特別支援繰出金3,700万円、それぞれ増額しています。

目05介護保険費は、介護給付費増加に伴う繰出金1,068万7,000円の増額です。

目10障がい福祉費の節20扶助費3,345万6,000円の増額は、障害者自立支援給付制度におけるサービス料及び利用者の増大により、それぞれの項目で増額、または新たに計上するものであります。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費は、児童手当システム導入等委託料確定による50万7,000円の減額であり、目02児童運営費における75万7,000円の修繕料増額は、中保育園のローラー滑り台の修繕であります。

目03児童館費の補正は、県支出金廃止による財源内訳の変更であります。

款04衛生費の補正は、不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの新規予防接種開始に伴い、医師に対する報償金51万円、ワクチン購入費として医薬材料費119万円をそれぞれ増額するものです。

13ページをお願いします。

款06農林水産業費、目03農業振興費16万6,000円の増額は、イノシシなどの捕獲に係る報償金の増額です。

款08土木費、目06地籍調査費47万4,000円は、業務量増加などによる地籍調査委託料の増額であります。

款10教育費、目02公民館費は、中公民館3階ホールの椅子を更新するための備品購入費662万8,000円、また現在使用している収納専用台車を処分するための手数料18万9,000円をそれぞれ増額するものです。

目08図書館費は、来年2月から職員の産休休暇取得に対応するための臨時職員賃金15万9,000円の増額です。

款11災害復旧費の補正は、現在町内の垂炭鉱廃坑の全容を示した古洞図が、森林基本図を背景とした紙ベースのものしかなく、分布状況を詳細に把握するため、都市計画図に転写し、デジタル化するための業務委託料111万3,000円の計上であります。

款12公債費は、平成24年度当初予算策定時、平成23年度起債借入れに係る償還方法を一部の借入れについて据置期間3年として算定し、当初予算に計上していましたが、実際の借入れ段階では据置期間なしで借入れをしたことにより、元金を1,991万2,000円増額し、反面、利子を843万8,000円減額するものです。

款13諸支支出金は、水道未普及地域解消事業の事業費精査による一般会計から上水道事業会計

への諸支出金を3,366万8,000円減額するものです。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、議案第54号、第55号について御説明いたします。

初めに、議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書、薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,787万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ21億8,780万8,000円とするものです。

まず最初に、国保運営に係る医療費支出の動きについてですが、今年度の上半期を過ぎた時点では落ちついた状態であります。しかし、これからの季節は一般的に医療機関への受診機会がふえるため、今後も予断は許せないと言えます。

今回の補正内容は、医療費部分の増減は行いませんが、国庫負担金の過年度分精算による約3,800万円の返還が必要になるための増額補正が主な中身であります。

では、詳細に参ります。

事項別明細書のうち5ページをごらんください。

まず歳入からですが、療養給付費交付金の平成23年度精算金としまして67万円の増額です。また、次の繰入金は、一般会計からの事務費繰入金が20万円と、歳出での財源不足を補うための特別繰入金の3,700万円増額をお願いするものです。

続いて、歳出です。

6ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費20万円は、国保連合会電算処理委託料の増額です。同じく総務費の中の収納率向上特別対策事業費、全体で10万4,000円の増額は、税徴収のための公用軽自動車の車検整備に係る費用です。

7ページをお願いします。

1番目の諸支出金、償還金は、平成23年度分の療養給付費負担金精算を初めとする国庫負担

金の返還金3,804万8,000円と、特定健診負担金精算による県負担金の返還金9万1,000円の増額です。

また、中段の一般会計への繰出金は、これも平成23年度の特定健診事業に係る一般会計繰入金精算による175万2,000円の増額です。

そして、最後に予備費は、収支の見込みによる232万5,000円の減額補正となります。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

同じ補正予算書、オレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,426万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ13億5,589万5,000円とするものです。

さて、介護保険については、今年度から向こう3年間の第5期事業計画がスタートしたところなのですが、介護認定者の急増や、各種介護サービス利用の著しい増加により、介護給付費への歳出が対前年度上半期ベースでプラス11.8%と、予想を上回る勢いで急激に伸びている状況です。今回の補正予算の概要は、今後も予想される歳出への対応のため、準備基金の取り崩しや一般会計繰入金などによって、当面の支払いに備えるための介護給付費の増額をお願いするものです。

それでは、4ページをごらんください。

事項別明細書の歳入からですが、初めに支払基金交付金は、現年度の介護給付費交付金が決定したことによる1,659万1,000円の増額補正です。

また、次の一般会計繰入金は、介護給付費増額分の12.5%に当たる1,068万7,000円の増額です。

下段の基金繰入金は、介護給付費準備基金からの取り崩しによる繰入金3,698万2,000円の増額です。

5ページをお開きください。

歳出ですが、初めの総務費、認定費は、認定審査費として審査件数の増加から主治医意見書作成手数料の増加など合計で10万1,000円の増額、また認定調査費は、認定調査の一部直営化により新規認定調査員報酬の増額と、外部への調査委託料の減額を合わせて10万1,000円の減額です。

また、中段の保険給付費は、急増している各種の介護サービス利用に対応する給付費負担金を、合計で7,880万円増額いたします。

また、次の審査手数料13万4,000円、6ページに参りまして、高額介護サービス費656万

1,000円の増額も、それぞれサービス利用の増額に応じるものです。

そして、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金ですが、当初予算で計上しました分と、県交付金の積み立て予定分を合わせて2,123万4,000円、差し引き利息分2万7,000円を残して減額いたします。

最後に、予備費は収支見込みによる1,000円の減額でございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを御説明いたします。

補正予算書の黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

下水道特別会計補正予算（第2号）として、第1条は、歳入歳出予算の補正としてそれぞれ341万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,770万円とするものです。

2ページから4ページは後ほどお目通しをいただき、5ページをお願いします。

歳入の補正から御説明いたします。

款01分担金及び負担金の目01下水道事業受益者負担金は、宅地開発による農地転用により、受益者負担金猶予解除区域がふえたことなどに伴い625万3,000円の増額です。

款03国庫支出金の目01社会資本整備総合交付金は、国庫補助金の交付決定に伴い、20万円の減額です。

04財産収入の目01利子及び配当金は、額確定による1万7,000円の増額です。

款07諸収入の目01雑入は、流域維持管理負担金還付金及び消費税還付金確定等により423万円の減額です。

次のページ、款09県支出金の目01下水道事業費県補助金は、過年度補助対象事業費の起債償還に伴う特定基盤整備推進交付金で157万3,000円の純増です。

次に、7ページをお願いします。

ここからは、歳出でございます。

初めに、款01下水道事業費の目01下水道維持管理費では、節13の委託料は、水道事業会計へ

の使用料徴収委託料確定により103万円の減額、宅地開発等に伴う公共ます設置委託料が300万円の増額です。節27の公課費は、消費税確定により492万5,000円の減額です。

次に、目01下水道建設費の節08報償費は、受益者負担金増に伴い、一括納付報奨金124万円の増額です。

款02基金積立金は、利子積立金の1万7,000円と下水道基金積立金1,500万円の増額です。

款03公債費の目01元金178万8,000円の増額及び次のページ、目02利子40万4,000円の減額は、23年度に事業完了を行いました償還金の補正でございます。

款04予備費は、1,127万3,000円の減額でございます。そのほか、一般会計繰入金の充当先を、元金償還金から消費税関連により各項目の人件費に振りかえることにより、財源内訳の補正をさせていただきます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、水色表紙の1ページをお願いします。

議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、収支的収支の補正でございます。

収入の第1款水道事業収益、第1項の営業収益は197万円の増額です。

次の支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項の営業費用は188万円の増額です。

次に、2ページをお願いします。

資本的収支の補正でございます。

第3条として、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,506万8,000円を2億5,240万8,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億1,500万円を1億3,437万6,000円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,206万8,000円を2,003万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入としては、第1款の資本的収入の第2項出資金は3,366万8,000円の減額、国庫補助金は2,331万2,000円の減額です。

支出として、第1款の資本的支出の第1項建設改良費は3,964万円の減額です。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費については、職員給与費を19万円の増額です。これは、時間外手当の増減分です。

次の3ページ以降は、後ほどお目通しをしていただきまして、8ページ、9ページの予定損益計算書の9ページのほうをお願いします。

下から3行目になります。今回の補正により、今のところの当年度純損失は44万3,000円を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた本年度未処分利益剰余金は3,592万6,179円を予定するものでございます。

次の10ページからも後ほどお目通しをしていただきまして、13ページをお願いします。

実施計画明細書となっています。

収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、節1水道使用料は見込み増による300万円の増額、節4受託収益は下水道使用料収納業務の件数確定による103万円の減額です。

支出の部では、節27の受水費及び3行下の動力費は、使用量増に伴いまして、それぞれ150万円、50万円の増額。節8備用品費、1つ飛んで節13の修繕費は、国庫補助事業経費に充てるため、資本的収支予算への振りかえで、合わせて20万円の減額。

節2手当は、上之郷未復旧地域解消事業の事務量増加により、時間外手当8万円の増額でございます。

次に、14ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入の部、節1出資金3,366万8,000円の減額、節1国庫補助金2,331万2,000円の減額は、上之郷未普及地域解消事業の国庫補助金の交付決定に伴う補正でございます。

支出の目建設改良事務費の31万円の増額は、収益的収支で説明いたしました時間外手当と予算の振りかえです。

目2建設改良事業費は、上之郷未普及地域解消事業の国庫補助金交付決定に伴う事業精査により、節10工事請負費が4,695万円の減額、1つ飛んで節28用地買収費が300万円の純増でございます。節18の委託料は、長谷ポンプ場再整備に伴うボーリングの調査のため400万円を増額しました。

以上で、水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻を10時30分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時31分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

次に、条例関係に入ります。

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について、議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する

条例の制定について、議案第75号 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について、以上4件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について説明いたします。

議案つづりの4ページをお願いいたします。

最初に、この条例を制定することになった経緯ですが、平成22年12月に岐阜県暴力団排除条例が制定され、平成23年4月から施行されております。暴力団の追放や排除につきましては、今や国民の高い関心事であり、岐阜県におきましても、岐阜県警から県内全市町村に対し、暴力団排除条例の制定について強い要望がございました。御嵩町に対しましても、可児警察署から条例制定の要望があり、今回の12月定例会に条例案を上程させていただく次第であります。

それでは、各条について順次説明させていただきます。

第1条は、この条例の目的を規定しています。

暴力団が地域住民の生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、住民や事業者に大きな脅威を与えているところでございます。したがって、町民、事業者、行政が一体となって暴力団の動向を注視し、暴力団を寄せつけず、安全で平穏な町民生活の確保や、社会経済活動の健全な発展に寄与することをこの条例の目的としております。

第2条は、定義規定であります。

この中で、第4号に規定する町民とは、住民登録の有無は問いません。また、事業者は、個人の事業者を含め、町内で事業を行うものを言います。

第3条は、基本理念を規定しています。

暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこととは、暴力団の排除、暴力追放における三不運動としての概念であります。なお、プラスワンとして、暴力団と交際しないを追加し、4つの事項を8月に開催されました第21回暴力追放岐阜県民大会の大会宣言としておるところでございます。関係機関とは、警察など関係行政機関、関係団体とは、公益財団法人、岐阜県暴力追放推進センターなどの団体を言います。

第4条は、町の責務規定であります。

暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するとは、公共工事など、御嵩町が行う事務事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなどの施策を言うものであります。

第5条は、町民や事業者の責務であります。

暴力団の排除を推進していくための町民と事業者の取り組み方、町が実施する施策への協力

や情報提供など、町民と事業者の責務を規定したものであります。

第2項中にある、その行う事業により暴力団を律することとは、事業者が暴力団に対し、有益な行為を行うことにより、暴力団勢力の維持拡大に資することを言い、例えば暴力団を雇用すること、暴力団員との下請契約を締結すること、暴力団に対し、不当に優先的な取り扱いをすることなどが上げられます。

第3項中の暴力団員等と社会的に避難されるべき関係とは、暴力団員が関与する賭博・ノミ行為の参加、暴力団員との妥当性を欠く養子縁組、暴力団員との旅行やゴルフなどが上げられます。

第4項中の暴力団の排除に資すると認められる情報とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムなど、その活動実態に関する情報、暴力団事務所の所在地、組織実態などを言います。町民から情報を受けた場合は、町は直ちに警察へ通報いたします。

第6条は、町の事務及び事業における措置の規定であります。

御嵩町は、平成22年11月22日に御嵩町長と可児警察署長により、御嵩町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書を締結しており、これを受けて、同日付で御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱を制定し、建設工事、物品調達などの契約業務からの暴力団排除に取り組んでいます。ほかにも、町の補助金交付、広報紙への掲載業務などにおいても、同様な措置をしております。

第7条は、公の施設の使用における措置であります。

暴力団の活動の用に供されるとは、暴力団組長の襲名披露パーティー、暴力団主催の歌謡ショー、名称のいかんにかかわらず、暴力団主催の各種イベントを言います。

第8条は、町民等に対する支援の規定です。

第1項において、その他の必要な支援とは、暴力団事務所の撤去運動における住民説明会、決起大会の開催などが考えられます。

第2項において、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するとは、暴力団の排除活動を行うことにより、危害を加えられるおそれのある関係者の周辺に警察官を配置する警戒活動のほか、警察が所有する防犯カメラや緊急通報装置の資機材の貸し付けなどを言うものであります。

第9条は、青少年に対する指導等の規定であり、青少年の育成に携わる者とは、例えば教育委員会、教職員、警察、PTAの役員を言います。

第10条は、利益供与禁止規定であります。

トラブルなどを暴力団の威力によって解決するために、用心棒代を支払うようなこと、みかじめ料を払うこと、暴力団が主催するゴルフコンペに当たってゴルフ場がコースを利用させる

こと、暴力団事務所の建築・修繕をすることなど、これらは全て暴力団員等への利益供与であり、町民等に対し、この行為を禁止するものであります。

第11条は、祭礼等からの暴力団の排除規定であります。

この条文については、岐阜県条例には規定されておられません。祭礼、スポーツ大会など、さまざまなイベント行事から暴力団を排除するため、行事主催者の取り組みを規定しています。公共の場所とは、屋内であるか、屋外であるか、公有地であるか、私有地であるかを問いません。

第2項にあります必要な措置とは、行事主催者が当該業務の運営に関与するもの、露店を出店するものについて、必要に応じて暴力団員であるのかないのかを事前に警察に照会し、もし暴力団員であると判明した場合、排除を行うことであります。

第12条は、委任規定であります。

条例の施行は、平成25年4月1日からでございます。

最後に、条例の内容が県条例とほぼ同じであります。この条例を制定することにより、県という主体とは別に、御嵩町、御嵩町の町民、御嵩町の事業者という主体が暴力団を排除するという意思表示を条例によって示すこと。とりわけ暴力団の介入・介在が巧妙化である現代社会において、その自治体において暴力団排除条例を設けることで、暴力団が介入することへの抑止力になり、少しでも暴力団が入り込まない環境を構築することが条例制定の意義と考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案第59号の説明をさせていただきます。

議案つづりの7ページをお願いします。

議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に、条例改正までに至る経緯を説明させていただきます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、国の中央防災会議のもとに設置された防災対策推進検討会議の中間報告をもとに、地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を追加すること。また、防災会議と災害対策本部の役割の見直しなどを主な内容とする災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月に施行されました。この改正法の施行を受けて、関係条例2本を一括で改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

まず、御嵩町防災会議条例の改正です。

第2条において、防災会議と災害対策本部の役割の見直しを行っています。防災会議は、災害対策の総合的、計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して、緊急措置に関する計画を作成実施することが規定されていますが、被災者の救助や支援を初めとする災害応急対策は、災害対策本部において実施してきたところであります。このため、機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、防災会議については、平時における防災に関する諮問機関としての役割に特化するため、第2号を改正し、かつこれまで規定がなかった町長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議する役割を追加するための第3号の改正であります。

次に、第3条の改正の説明をさせていただきます。

地域防災計画の策定に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、現在、第3条第5項第1号から、第7号に規定されています警察、消防関係職員などからの充て職の委員のほかに、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を委員に委嘱するため、第8号を追加するものであります。

2ページをお願いします。

御嵩町災害対策本部条例第1条の改正は、災害対策基本法の改正に伴う引用情報の改正であります。

以上で説明を終わります。

引き続き、議案第60号の説明に移らせていただきます。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

条例改正までに至る経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、通称地域自主性一時一括法が平成23年5月に公布されました。この法律は、地方分権改革推進計画を踏まえ、義務づけ、枠づけの見直しと、条例制定権の拡大を図るため、関係法律の整備、具体的には42の法律を改正しています。この42の法律のうち公営住宅法が改正され、公営住宅の整備基準及び収入基準を条例で規定するため、今回、条例の一部改正を上程するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの3ページをお願いいたします。

改正の主な組み立ては、目次からわかりますように、町営住宅等の整備基準として、改正案第3条から第17条まで、全文15カ条を第2章として追加することにより、それ以降の条項を繰り下げしています。

また、7ページから8ページにかけて、改正案第20条を掲載していますが、入居者の資格としてその収入基準を新たに追加しています。

この2本が改正の大きな柱であります。なお、整備基準に関する規定を追加したため、条例の名称を町営住宅管理条例から「管理」を削り、町営住宅条例にあわせて改正をしております。

まず、4ページ掲載の改正案第3条から7ページの第17条までの条項の追加は、今後町営住宅を整備する際、考慮すべき基準を規定したものであります。一つ一つの基準につきましては、平成23年国土交通省令第103号公営住宅等整備基準とほぼ同じ内容ですので、各条項の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、7ページからの改正案第20条について説明いたします。

第1項第2号アからエの各区分で入居収入基準を定めています。

まず、一般世帯の入居収入基準を国と同額の収入月額15万8,000円と規定しています。そして、特に住宅の確保に配慮が必要な方として、例えば60歳以上の高齢者、障害者の方がいる世帯は21万4,000円に、中学校卒業までの子供がいる世帯は25万9,000円に、入居収入基準をそれぞれ緩和しております。なお、改正前では入居資格としての住所要件がありましたが、今回の改正案ではこの規定を削除しています。これは、人口定住の観点から、この要件を撤廃することが好ましく、国も公営住宅管理標準条例で住所要件の規定はしていません。また、近隣市町村の条例においても住所要件を規定していない自治体が多いのが現状であります。さらに、入居申請時においては、町外の方であろうとも入居し、現に住み続けられるのであれば、当然御嵩町に住所を移すことが大前提だと考えております。

10ページからの改正案、第21条以降については、主に条項の繰り下げによる改正であります。以上で説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第75号の説明に移らせていただきます。

議案つづりの181ページをお願いいたします。

議案第75号 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について説明いたします。

岐阜県事務処理の特例に関する条例により、岐阜県から権限移譲される事務を可茂消防事務組合において共同処理するための規約改正が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定に基づく構成市町村への協議がありましたので、12月定例会に上程させていただくものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの27ページをお願いいたします。

第3条第1号の改正は、現行の法令表記に改めるものであります。

第2号は、既に岐阜県から市に移譲されている事務について、今回の改正にあわせて行うた

めの追加であります。

第3号は、現在委嘱されている火薬類取締法の一部に加え、高圧ガス保安法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安、保安の確保及び取引の適正化に関する法律、以上3本の法律に基づく事務を岐阜県から権限移譲し、可茂消防事務組合にて共同処理するための改正であります。この規約改正により、可茂消防事務組合において、ガス事業法に基づく立入検査など合計247項目の事務を共同処理することになります。

最後に施行日は、平成25年4月1日であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、以上10件について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 水野嘉博君。

住民環境課長（水野嘉博君）

それでは初めに、議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりの15ページをお開きください。

この条例改正につきましては、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、それに伴い、当町が設置する一般廃棄物処理施設による技術管理者が有すべき資格について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める基準を参酌し、御嵩町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

当町が設置する一般廃棄物処理施設としましては、御嵩町南山一般廃棄物埋立処分場があり

ます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、資料つづりの19ページをお開きください。

今回の改正につきましては、第4条の次に一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格についての規定を第4条の2として追加するものであります。

この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものです。

以上で議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてから議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についての9議案を一括して御説明いたします。

この規約は、町民の利便性の向上を図ることを目的に、可茂地域の2市7町1村にお住まいの方なら可茂地域内のどこの市町村でも住民票などの証明書の交付が受けられるよう、規約の整備を進めてまいりました。その内容が整いましたので、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、御嵩町と可茂地域の9市町村とのそれぞれの間で、証明書の交付等に関する事務を相互に委託し、御嵩町と可茂地域の9市町村とのそれぞれの間で証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり定めることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案つづりの163ページをお開きください。

議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について御説明いたします。

規約の第1条で、本規約の趣旨をうたっております。第2条の1号で、双方の町民に対し、住民票の移し、印鑑証明書、地方税に関する証明書の交付について、同条第2号では、双方の地区内に本籍を定める者に対し、戸籍の付票、身分証明書、戸籍の謄本・抄本等の交付について、委託事務の範囲を規定しております。

第3条では、委託事務の管理及び施行の方法について、第4条から第6条までは経理の負担、収入の帰属、決算の措置などを定めています。

第7条では連絡会の開催について、第8条では条例の等の制定または改廃の場合の措置について、第9条で委任について規定しております。

次の165ページの議案第67号の可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてから、179ページ議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてまでは、市町村名とそれに付随する文言が異なるほかは、事務委託の内容はいずれも議案第66号と同様でありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。これらの事務委託の開始により、住民サービスの向上に資するもの

と考えております。

施行期日につきましては、いずれも平成25年2月1日から施行するものです。

以上で、議案第66号から議案第74号までの9議案を一括説明させていただきました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第62号、第63号、第64号について御説明いたします。

今回上程いたしました3つの新規条例の制定に係る議案につきまして、介護保険の地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの指定事業者に対する人員や施設の設備規模、また運営に関する基準等を定めるものでございます。3つの議案を一括で御説明をさせていただきます。

議案つづりでは、16ページから116ページまでに議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、また117ページから160ページまでに議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、そして、161ページに議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての条文がそれぞれございますが、大変ボリュームの大きい中身となっております。本日の説明については、資料つづりの20ページからにございます概要説明をごらんくださいますようお願いいたします。

まず初めに、平成18年に介護保険制度が改正され、高齢者の方が要介護状態となってもできる限り住みなれた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスが新たに創設されました。これは、市町村の指定を受けた事業者がサービスを提供し、原則としてその市町村の住民のみが利用できることになっています。サービスの種類は一部介護予防サービスのものも含まれておりますが、昨年の介護保険法改正により現在では全部で8種類となります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（介

護予防)、小規模多機能型居宅介護(介護予防)、認知症対応型共同生活介護(介護予防)。
21ページに参りまして、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、そして最後に複合型サービスの8サービスです。このうち、現在での御嵩町のサービス提供及び受給状況としましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームのみで町内での指定事業者が2つ、また例外的に町外で指定をしている事業者が5つあり、御嵩町の被保険者の方でのサービス受給者数は合計で32名であります。

22ページに参りまして、今回この3つの条例を制定しますのは、いわゆる地域主権改革一括法等の施行による義務づけ、枠づけの見直しにより、今まで国の奨励に基づいて運用してきたものを、市町村ごとで、地域のニーズや実情を考慮しながら独自の基準を設けるものでございます。その考え方としましては、現在での地域密着型サービスの利用内容が、御嵩町ではグループホームだけであることによりまして、御嵩町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められませんので、原則として国の基準に基づいて条例を制定します。

23ページ、24ページをお願いいたします。

これまで、法令で定められていた全国統一の基準につきましては、従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の3つに分類されます。それぞれの基準の分類は、表のとおりでございます。

これを踏まえ、国の基準に従うもの、町の基準として修正強化、追加するものを精査し、条例を制定するわけですが、25ページに参りまして、一部の項目について町独自の基準を盛り込み、地域密着型サービスのさらなる質の向上に努めたいと考えます。

議案第62号の条例につきましては、各サービスの提供に係る記録の保存期間を、国の基準ではサービスの完結した日から2年間となっていますところを、条例ではサービスの完結した日から5年間と定めます。これは、基準を設ける8つのサービス全ての部分です。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる地域密着型特養と呼ばれる施設サービスですが、この従来型部分の設備基準において、1居室の定員を国の基準では1人とするところになっていますが、条例では、第152条において定員を4人以下と定めます。

次に、議案第63号の条例につきましては、議案第62号の条例と同様に、各サービスの提供に係る記録の保存期間をサービスの完結した日から5年間と定めます。該当する条例の部分は3カ所でございます。

また、資料にはございませんが、議案第64号につきましては、地域密着型特養施設の入所定員と全サービスの指定事業者の資格について定める条例でございます。

最後になりますが、これら3つの条例の施行日は平成25年4月1日からでございます。

以上で、議案第62号、第63号、第64号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

議案つづりの162ページをごらんください。

今回の条例改正は、地方自治法の改正に伴い、語句の改正を行うものであります。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

資料つづりの26ページには、新旧対照表がつけてありますので、こちらもお目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、提出者より説明を求めます。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法の一部改正に伴い、これまで委員会に関しましては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていましたが、改正法により1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、標準委員会条例の改正を行うこととしました。

内容につきましては、発議第1号に記載してありますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

続いて、発議第2号 亜炭鉱廃坑の対策についての要望書について、朗読を省略し、提出者より説明を求めます。

亜炭廃坑対策特別委員会委員長 植松康祐君。

亜炭廃坑対策特別委員会委員長（植松康祐君）

183ページに載っておりますが、亜炭廃坑の対策についての要望書ということでございます。亜炭廃坑対策要望趣旨が書いてございますが、省略させていただきます。

次の184ページに幾つか書いてあります。ちょっと朗読させていただきます。

特定鉱害復旧事業等基金の拡充ということで、1. 大幅に減少する岐阜県の特定鉱害復旧事業等基金の補填を早急に実施し、特定鉱害復旧事業等基金が長期的に存続するよう、国において将来にわたり十分な資金を確保すること。

2. 基金から復旧工事の期間のみ支払われる仮住居に関する費用等については、危険防止の観点から、直ちに仮住居等が必要となった場合には、被害発生時からこれらの費用が支払われるよう運用の改正を行うこと。

3. 被害者が当該地で自己復旧を希望する場合、鉱害の発生するおそれがない地域への移転を希望する場合は、基金による復旧工事にかえて金銭による補償を可能とすること。

4. 特定鉱害復旧事業等基金での対応が困難な大規模被害の復旧は、国みずからが実施すること。

次に、鉱害予防制度の創設。

1. 公共施設等の安全確保については、本町の災害時避難所となる公共施設、教育施設等を最優先として、国みずから行うための新たな鉱害予防制度を早急に創設すること。

2. 現在も陥没事故が多発する地域の亜炭廃坑の現状調査を、国みずから詳細に調査を行い、危険と判断された場所の抜本的基盤対策（地下充填）を国が行うための新たな鉱害予防制度を早急に創設することということで、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、資源エネルギー庁長官等をお願いをすることということで、きょうの日付になっておりますが、当町の渡邊町長、そして御嵩町議会 谷口議長の名前で、先ほど申し上げました亜炭廃坑の対策についての要望書を提出するというようお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月11日午前9時より開会しますので、よろしく願いをします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時21分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

